

平成19年 No.54

東京学芸大学学長補佐規程の一部を改正する規程

改正理由

大学管理運営上、学長補佐の任期を改正する必要があるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年11月 7 日 役員会 審議承認

平成19年11月 7 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学学長補佐規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年11月 8 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第33号

東京学芸大学学長補佐規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学長補佐規程（平成16年規程第37号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学長補佐規程の一部改正について

改正理由：大学管理運営上、学長補佐の任期を改正する必要があるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 附 則 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。 2 平成16年4月1日を始期とする任期及びこれに引き続く任期ごとにおいて、当該任期の途中で学長補佐に委嘱される者の任期は、第3条の規定にかかわらず、当該任期の末日までとする。 3 平成19年11月10日を始期とする学長補佐の任期は、第3条の規定にかかわらず、<u>平成20年3月31日</u>までとする。 4 東京学芸大学学長補佐室設置要項（平成10年3月5日制定）は、廃止する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年11月8日から施行する。</u>	〔省略〕 附 則 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。 2 平成16年4月1日を始期とする任期及びこれに引き続く任期ごとにおいて、当該任期の途中で学長補佐に委嘱される者の任期は、第3条の規定にかかわらず、当該任期の末日までとする。 3 平成19年11月10日を始期とする学長補佐の任期は、第3条の規定にかかわらず、<u>平成22年3月31日</u>までとする。 4 東京学芸大学学長補佐室設置要項（平成10年3月5日制定）は、廃止する。